

令和6年度 第8回農業委員会総会 (6. 11. 20)
開 会 午後2時 小平市役所 6階 601会議室

議 長 ～ ただいまから、令和6年度・第8回農業委員会総会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございま
せんか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 7番 森田委員、8番 井上委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長 ～ 1番 申 請 者
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 1番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業の主たる
従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、11月15日午後に15番高橋委員、1番竹内委員及び
事務局とで行っております。

1番

現地案内図は、1ページ及び2ページ、1番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、ウメ、ブルーベリー、イチジク、カキが作付けされておりました。下草も
なく綺麗に管理されており、問題ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件に従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長 ～ 2番 申 請 者
3番 申 請 者
以上2件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 2番及び3番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、11月15日午前11時小川委員、7時森田委員及び事務局、同日午後15時高橋委員、1時竹内委員及び事務局とで行っております。

2番

現地案内図は、3ページ2番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、サトイモ、ダイコン、柑橘類が作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 3番

現地案内図は、4ページ3番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、キャベツ、ダイコン、ハクサイが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 特にないようですので、以上2件を適格者として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議長～	4番	申請者
	5番	申請者
	6番	申請者
	7番	申請者
	8番	申請者
	9番	申請者
	10番	申請者
	11番	申請者
	12番	申請者
	13番	申請者

以上10件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 4番から13番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、11月15日午前11時小川委員、7時森田委員及び事務局、同日午後15時高橋委員、1時竹内委員及び事務局とで行っております。

なお、5番及び6番、11番及び12番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

4番

現地案内図は、5ページから7ページ、4番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、ダイコン、ハクサイが作付けされ、ウメ、ヤマボウシ、ハナミズキが栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 5番及び6番

現地案内図は、8ページ、5番及び6番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、園芸用のビニールハウスや苗棚、鉢土が置いてありました。適正に管理されており、問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、9ページ、7番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、ハウレンソウ、ダイコンが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、10ページ、8番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、サトイモ、ダイコン、クリ、カキ、ブルーベリー、ミカンが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、11ページ、9番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、クリが栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 10番

現地案内図は、12ページ、10番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、キュウリ、レタス、ダイコン、ネギ、ブロッコリー、コマツナ、ホウレンソウが作付けされておりました。また、ブルーベリーがポットで栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 11番

12番

現地案内図は、13ページから17ページ、11番及び12番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、ハナミズキ、ツツジなどが栽培され、ブロッコリー、ダイコン、ラッカセイが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 13番

現地案内図は、18ページ、13番です。

15番高橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番高橋委員～ 現地は、真榊が栽培されておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上10件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第4号議案 相続税納税猶予に係る認定都市農地貸付け等継続証明の件

議長～ 14番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 14番につきましては、認定都市農地貸付けを行っている農地の相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、11月15日午前に11番小川委員、7番森田委員及び事務局とで行っております。

14番

現地案内図は、17ページ、14番です。

11番小川委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番小川委員～ 現地は、ダイコン、サトイモが作付けされておりました。下草もなく綺麗に管理されており、問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上1件につきまして、農業経営継続中として証明することに決定いたします。
以上が今月の議案でございます。
次に、10月11日から11月8日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議長～ 15番 申請者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第3条の3第1項の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。

15番

現地案内図は、19ページ、15番です。

現況は畑でございます。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を10月23日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告を終わります。

第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長 ～ 16番 申請者
17番 申請者

以上2件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 今回報告の法第4条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、理由書を添付していただきました。

16番

現地案内図は、20ページ、16番です。

転用目的は専用住宅です。現況は駐車場でございます。

17番

現地案内図は、21ページ、17番です。

転用目的は専用住宅です。現況は畑でございます。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を10月23日及び11月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議 長 ～

18番 譲受人
譲渡人

19番 譲受人
譲渡人

20番 譲受人
譲渡人

以上3件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

18番

現地案内図は22ページ、18番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

19番

現地案内図は23ページ、19番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は雑種地でございます。

20番

現地案内図は24ページ、20番です。

転用目的は共同住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

以上3件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を11月6日及び11月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員 ～ な し

議長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて5件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

21番

現地案内図は、25ページ、21番です。

22番

現地案内図は、26ページ、22番です。

23番

現地案内図は、27ページ、23番です。

24番

現地案内図は、28ページ、24番です。

25番 現地案内図は、29ページ、25番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。
以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。